

株式会社日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」

対象事業証明実施要領

(令和3年3月22日 浜産総第883号)

(目的)

- 1 この要領は、浜松市（以下「市」という。）と株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の実施する「地域活性化・雇用促進資金」の申込にあたり、市が対象事業の認定を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

- 2 この要領において対象とする事業は、「浜松市“やらまいか”総合戦略」に合致し地方創生に資するもので、公庫の「地域活性化・雇用促進資金」の申込者であり、市内に主たる店舗・工場・事業所を有し（支店登記をした支店を含む）、市税を滞納していないものが、次の貸付制度を利用する事業とする。
 - (1) 公庫国民生活事業においては、地域活性化・雇用促進資金の利用を希望するもの。
 - (2) 公庫中小企業事業においては、公庫法第2条第3号に定める中小企業者であって、地域活性化・雇用促進資金の利用を希望するもの。

(対象事業の証明)

- 3 地域活性化・雇用促進資金の申込をしようとする事業者は、市に申請書類を提出し、対象事業であることの証明を受けるものとする。

(申請の方法)

- 4 対象事業であることの証明を受けようとする事業者は、公庫を通じて次の各号の書類を市産業部産業振興課に提出するものとする。
 - (1) 地域活性化・雇用促進資金対象事業証明願（別記様式1）
 - (2) 下記に掲げる添付書類
 - ① 申請日から3ヶ月以内の登記簿謄本又は定款（写でも可とする）
 - ② 会社概要及び当該貸付対象となる事業が「浜松市“やらまいか”総合戦略」に合致し地方創生に資する理由を示したもの
 - ③ 納税証明書（市税）

(証明の有効期間)

- 5 証明の有効期間は、当該証明の日から起算して半年間とする。

(その他)

- 6 その他、下記のとおり定めることとする。
 - (1) 市は、証明に当たって事業者から得た情報について、公庫に提供し、関係機関に照会することができる。
 - (2) 市は、証明に当たり、必要に応じて添付書類以外の書類の提出を求めることができる。

(3) 対象事業の証明に関し、この要領に定めのない事項は、市と公庫が協議のうえ別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行し、公庫において特例制度の運用が開始されたときから適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別記様式1)

地域活性化・雇用促進資金対象事業証明願

株式会社日本政策金融公庫の「地域活性化・雇用促進資金」の申込をするにあたり、対象事業に該当する旨の証明をお願いします。

対象事業名：

借入申込額： 円

借入目的：

令和 年 月 日

住所

企業者名

代表者名

(自署しない場合は、押印してください。)

上記については、次のとおり証明します。

「地域活性化・雇用促進資金」の対象事業に

- 1 該当します。
- 2 該当しません。

令和 年 月 日

浜松市長

